

**平成24年度  
EV・PHV用充電設備整備事業補助金交付について**

この制度は、宮古島市において、自動車から排出される Co2 の削減に向け、電気自動車・プラグインハイブリット車（EV・PHV）用充電設備の設置に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、EV・PHVの普及促進を図ることを目的とする。

- ◆申込期間 : 平成24年4月2日（月）～平成25年3月15日（金）
- ◆補助対象 : 普通・急速充電設備、普及啓発費
- ◆補助金額 : (1) 充電設備費 1／2、上限10万円  
(2) 普及啓発費 1／1、上限 1万円
- ◆申請数 : 1施設1申請

■申請できる方

- (1) 市内に事業所が所在する事業者（特定非営利活動法人、公益法人等の非営利民間団体を含む。）
- (2) 自らが保守管理する建物及び土地に、充電設備を設置する事業者（建物及び土地所有者の書面による承諾を得た場合は申請できます。）
- (3) その他別紙要綱による

■補助対象経費及び補助額（千円未満は切り捨て）

補助対象経費	補助額
1. 調査及び設計費	左記費用合計の1／2
2. 設置工事費	上限額10万円
3. 設備費	(国の補助分を除く)
4. 普及啓発費（案内看板、パンフレット等）	1／1 上限額1万円

■申請にあたってのご注意

- (1) 充電設備は、地域性・利便性・波及効果等を考慮したもの。  
(別紙要綱第7条関係)
- (2) 充電設備は、3年間無料で不特定多数の者の利用に供するもの。  
(別紙要綱第8条関係)
- (3) 平成25年3月21日までに実績報告のできる方。  
(別紙要綱第11条関係)

■申請時にご用意いただく書類

- (1) 補助金交付申請書（別紙第1号様式）
- (2) 事業計画書（別紙第2号様式）
- (3) 見積書の写し
- (4) 事業実施場所地図
- (5) 事業実施箇所現況写真
- (6) 設置承諾書（別紙第3号様式）※必要に応じ。

■交付決定後にご用意いただく書類

- (1) 実績報告書（別紙第8号様式）
- (2) 竣工図面
- (3) 竣工写真
- (4) 領収書の写し
- (5) 契約書の写し

■ご質問及び各書類のご提出先

〒906-8501

宮古島市平良字西里186番地

宮古島市役所 企画政策

エコアイランド推進課 松原

TEL：0980-72-3751（内線83442）

FAX：0980-72-3795

申請の際は、別紙「宮古島市EV・PHV用充電設備整備事業補助金交付要綱」をお読み下さい。